

特定医療機関及び研修実施医療機関一覧(R6. 12. 1時点)

【特定医療機関】

薬剤師が不足している地域(仙台市以外の地域)の公的医療機関※

仙南医療圏	公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院、蔵王町国民健康保険蔵王病院、国民健康保険川崎病院、丸森町国民健康保険丸森病院
大崎・栗原医療圏	大崎市民病院、大崎市民病院鹿島台分院、大崎市民病院岩出山分院、大崎市民病院鳴子温泉分院、公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里町立南郷病院、栗原市立栗原中央病院、栗原市立若柳病院、栗原市立栗駒病院
石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻市立病院、石巻市立牡鹿病院、石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、登米市立米谷病院、登米市立豊里病院、気仙沼市立病院、南三陸病院
仙台医療圏	塩竈市立病院、宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター、独立行政法人国立病院機構宮城病院、公立黒川病院

【研修実施医療機関】

①大学病院及び地域医療支援病院(公的医療機関※に限る)

仙南医療圏	みやぎ県南中核病院
大崎・栗原医療圏	大崎市民病院
石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻赤十字病院
仙台医療圏	東北大学病院、東北医科薬科大学病院、東北医科薬科大学若林病院、独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院、仙台赤十字病院、仙台市立病院、宮城県立こども病院

②上記の他、専門領域認定・専門薬剤師の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院も含まれます。

※公的医療機関

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、(独)国立病院機構及び(独)労働者健康安全機構が開設する病院

注)掲載されている各病院で毎年、必ず薬剤師を募集するとは限りません。